

日田市新清掃センター整備及び運営事業に係る 事業者選定支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

令和4年 4月 14日
日田市新清掃センター建設室

1. 目的

この実施要領は、新清掃センター整備及び運営事業に係る事業者選定支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、廃棄物処理事業の特殊性から公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、業務に対する実績、経験等を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名：日田市新清掃センター整備及び運営事業に係る事業者選定支援業務
- (2) 履行期間：契約締結の翌日から令和6年3月25日まで
- (3) 概 要：本市が計画している新清掃センターの整備及び運営事業に係る事業者の選定を支援するもの。
- (4) 仕 様：別添「日田市新清掃センター整備及び運営事業に係る事業者選定支援業務仕様書」のとおり
- (5) 事 業 費：37,719,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度額とする。

3. 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、日田市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 民事執行法に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、日田市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第10条及び日田市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 令和 4・5 年度日田市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、「建設コンサルタント」の業種に登録されていること。
- (9) 令和 4・5 年度日田市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、九州地区内に営業所もしくは支社を有していること。
- (10) 本業務委託において、次に掲げる管理技術者、照査技術者及び担当技術者（いずれも本業務の発注時点において、1 年以上の雇用関係を有する者）を配置すること。
- ①管理技術者
- ・技術士（衛生工学部門—廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理又は廃棄物・資源循環のいずれか）の資格を有する者。
 - ・地方公共団体（地方自治法第 284 条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注した一般廃棄物処理施設（余熱利用を行っているごみ焼却施設に限る）に係る施設整備及び運営事業の事業者選定支援業務（DBO 方式による新設の施設に限る）について元請として受託し、過去 10 年間（当該年度を含まず）に完了した業務を担当した実績を有すること。
- ②照査技術者
- ・技術士（衛生工学部門—廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理又は廃棄物・資源循環のいずれか）の資格を有する者。
- ③担当技術者
- ・技術士（衛生工学部門—廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理又は廃棄物・資源循環のいずれか）の資格を有する者。
 - ・地方公共団体（地方自治法 284 条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注した一般廃棄物処理施設（余熱利用を行っているごみ焼却施設に限る）に係る施設整備及び運営事業の事業者選定支援業務（DBO 方式による新設に限る）について元請として受託し、過去 10 年間（当該年度を含まず）に完了した業務を担当した実績を有すること。
- ④管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務はできない。
- (11) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4. スケジュール

項目	日程	備考
① 公告期間	令和4年4月14日(木)から 令和4年5月6日(金)まで	ホームページ
② 質問の受付	令和4年4月28日(木)午後5時まで	電子メールにて受付 回答は順次ホームページに掲載
③ 参加申込	令和4年4月14日(木)から 令和4年5月6日(金)午後5時まで	持参又は郵送(必着)
④ 技術提案書の提出	参加資格確認後 令和4年5月20日(金)午後5時まで	持参又は郵送(必着)
⑤ プレゼンテーション審査	令和4年5月27日(金)予定	市役所で開催
⑥ 結果通知	令和4年6月1日(水)予定	ホームページ及び書面で通知
⑦ 契約締結	令和4年6月8日(水)予定	
⑧ 業務の引継期間	契約締結の翌日から 令和6年3月25日(月)まで	

5. 参加申込

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、以下により書類を提出すること。

なお、本件参加にあたり、JV(企業体)による参加は認めない。

※様式は本市ホームページ(<http://www.city.hitachi.nagano.jp/>)からダウンロードすること。

(1) 受付期間

令和4年4月14日(木)から令和4年5月6日(金)午後5時まで(必着)

なお、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までに提出すること。

※書類の不備による再提出及び修正を含む。

(2) 提出書類(各1部)

① 公募型プロポーザル参加表明書(様式1)

② 会社概要(様式2)

③ 企業の業務実績(様式3)

③-1. 企業の業務実績を証する写し

④ 技術者調書(様式4)

⑤ 配置予定技術者調書(様式5)

⑤-1. 1年以上雇用関係にある証明書類(健康保険被保険者証の写し等)

(3) 提出方法 直接又は郵送により新清掃センター建設室へ提出すること。

(4) 提出先 日田市役所 新清掃センター建設室

(5) 参加資格の確認

参加資格の確認については、申込書等の提出があった日から3日以内（閉庁日を除く）に行うものとし、結果を電子メールにより通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

6. 技術提案書提出手続

参加資格審査を経て技術提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続で技術提案書等を提出すること。

また、作成及び提出に要する各種費用は応募者の負担とする。

(1) 提出期限 令和4年5月20日（金）午後17時00分必着

(2) 提出場所 日田市田島2丁目6番1号

(3) 提出方法 持参又は配達記録郵便

(4) 提出書類 各5部提出すること。

①提案書（様式6）

②業務の実施方針（様式7：1頁以内）

③業務の実施体制（様式8：1頁以内）

④事業者選定支援業務における課題と解決策（様式9：1頁以内）

⑤参考見積書（様式10）

7. 質問の受付・回答

(1) 受付期間 令和4年4月14日（木）から令和4年4月28日（木）

午前8時30分から午後5時00分まで（土・日曜日・祝日は除く。）

(2) 回答期限 質問書（様式11）を受けた日から7日以内に、日田市ホームページにて掲載する。

8. プロポーザルの辞退

参加事業者が、本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日の午後5時までに、辞退届（様式12）を提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるとはならない。

9. 審査

(1) 審査委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するため、日田市職員で組織する「日田市新清掃センター整備及び運営事業に係る事業者選定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という）を設置する。

※なお、提案書を提出した事業者が1社の場合であっても、7. 質問の回答を実施の上、上記(1)の審査方法により当該事業者の選定の可否を決定する。

(2) 審査（プレゼンテーション）

審査委員会の審査は、非公開によって行うものとする。

- ① 実施日時 令和4年5月27日（金）※開催時間、会場等の詳細は別途連絡する。
- ② 実施場所 大分県日田市田島2丁目6-1 日田市役所
- ③ 出席者 1事業者3名以内とし、総括責任者となる者は必ず出席すること。
- ④ 説明時間 1事業者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。
 - ・利用可能機材は、大型モニター及びHDMIケーブルとし、日田市が準備する。
 - ・通信回線は不可、パソコンは提案者が持参すること。

(3) 評価

- ① 評価は、別紙「評価表」により行うものとする。
- ② 企業評価、技術者評価、技術提案評価及び価格評価の合計点が1位の者を受託候補者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の受託候補者として決定する。
- ③ 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者とする。更に、見積金額が同額である場合は、後日くじ引きを行う。（日時は別途指示する）
- ④ 審査委員会において最低基準（基準点合計の6割）を設けることとし、最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。
- ⑤ 参加事業者が1者の場合も審査は実施し、最低基準を満たす場合に限り、受託候補者とする。

(4) 選考結果

選考結果は、令和4年6月1日（水）までに市ホームページで公開するとともに、書面で通知する。なお、1位の受託候補者は事業者名と得点、それ以外の者は事業者名を匿名化したうえで得点のみを公表する。

10. 無効となる参加表明書又は技術提案書等

参加表明書又は技術提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

11. 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 本要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) その他審査委員会が不適格と認めた場合

12. 契約手続

審査の結果、最も優れた技術提案書の提案者と契約の交渉（技術提案書の修正協議を含む。）を行う。契約締結の際には、国税・地方税に滞納がないことを証明する書類を本市に提出する。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

13. その他の留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、既に受託者に選定され契約を締結した後でも、本契約を破棄することができることとする。
- (2) 提出書類の返却はしない。なお、提出書類は業務目的以外のものには使用しないものとする。
- (3) 技術提案書提出後の資料追加・訂正は認めない。技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) プレゼンテーションの参加者が資料作成及び提出に要する費用については、参加者の負担とする。
- (5) 本業務の再委託は認めないものとする。
- (6) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

14. 問い合わせ先

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6-1

日田市役所 市民環境部 新清掃センター建設室（担当：久積）

TEL 0973-22-8323 / FAX 0973-22-8241

E-mail h-suishin@city.hita.lg.jp

別紙 1 (評価表)

区分	評価項目	評価の視点	様式	配点
企業評価	業務実績	ごみ焼却施設に係る事業者選定支援業務の受託実績件数	様式 3	40
	信頼性	様式 4 における延べ資格者数	様式 4	
技術者評価	管理技術者の業務実績・資格・経験年数等	管理技術者が担当したごみ焼却施設に係る事業者選定支援業務の業務受託実績件数、保有する資格、経験年数	様式 5	
	照査技術者の業務実績・資格・経験年数等	照査技術者が担当したごみ焼却施設に係る事業者選定支援業務の業務受託実績件数、保有する資格、経験年数		
	主担当技術者の業務実績・資格・経験年数等	主担当技術者が担当したごみ焼却施設に係る事業者選定支援業務の業務受託実績件数、保有する資格、経験年数		
技術提案評価	業務の実施方針	本業務の実施方針、業務工程、業務フロー	様式 7	60
	業務の実施体制	本業務に係る人員配置	様式 8	
	業務における課題と解決策	課題と解決策の的確性、実現性、工夫点	様式 9	
	ヒアリング・質疑応答	業務の理解度、取組意欲 説明及び質疑に対する応答の的確性	—	
価格点	配点 (20 点) × (提案者中の最低参考見積額 ÷ 当該提案者の参考見積額) ※小数点以下 1 桁以降切り捨て		様式 10	20
合計 (120 点満点)				

注意 1 ; 企業における受託件数、および技術者に問われる業務実績、実務経験年数は、2012 年 (平成 24 年) 4 月から 2022 年 (令和 4 年) 3 月を対象とする。